

鳥獣害対策について

野生鳥獣による被害とは？

★ 野生鳥獣がエサをとる行為等が、人間の社会生活や自然生態系と衝突することで発生！

- 自然植生被害：シカによる高山植物の食害による自然植生・自然環境の荒廃 等
- 森林被害：シカによる人工林等の樹皮食害 等
- 農作物被害：イノシシによる果樹等の食害 等
- 水産被害：カワウによるアユ等の食害 等
- 人身等被害：イノシシによる市街地での人身や家屋への被害 等

根本的な原因は？

① 中山間地域における生産活動や集落活動の衰退が原因ではないか。

- ★ 高度経済成長までは、中山間地域で生活する人々の生産活動や集落活動が、野生鳥獣の生息に大きな圧力となり、野生鳥獣の勢力圏は山奥に。
- ★ 過疎化の進展で野生鳥獣に対する圧力が急速に減退したことで、野生鳥獣の勢力圏が回復し、被害が顕在化しているのでは。

② 自然環境や生息環境の変化も原因ではないかと言われている。

- ★ 地球温暖化の影響で積雪が減り、山里には放置果樹等のエサがあることもあって、冬が越しやすくなり、野生鳥獣の勢力拡大に拍車がかかっているのでは。

- ⇒ しかし、現代において、かつてのような中山間地域の生産活動や集落活動を直ちに再生するのは相当に困難。
- ⇒ また、中山間地域の生産活動や集落活動にかわり、人為的な圧力をかける（例えば、専門の捕獲隊を組織して大量に鳥獣を捕獲する等）ことも、多大の人員と経費が必要で実現へのハードルは高い。

現実的な対策は？

★ 鳥獣の数を減らすことよりも、まずは、農作物等の被害を今以上増やさないこと、徐々に減らしていくことを目指す。

★ 具体的には、個々の被害に応じた、攻めと守りの対策を基本に取り組む。

①攻めの対策 ⇒ 被害発生に対応して有害鳥獣を捕獲する対策

- ☆農作物等被害が発生すると、市町の依頼を受けた地元猟友会等がボランティアで捕獲。市町は1頭1万円前後の捕獲奨励金を交付して捕獲を促進。

②守りの対策 ⇒ 有害鳥獣を集落に寄せ付けないようにする対策

- ☆被害を受けた農業者等の要望をもとに、農地等を囲って有害鳥獣の侵入を防ぐ鉄筋柵、電気柵等の設置を支援。
- ☆効果的な被害防止対策のノウハウを地域の指導者等に普及啓発するため、研修会等を開催。

県の取り組みについて

★鳥獣害対策係の設置

農作物被害の深刻化に対応するため、平成23年度から、3名の専属職員による「鳥獣害対策係」を設置。農業振興局長を班長として庁内関係課からなる「愛媛県鳥獣害防止対策班」を設置して、庁内部局間の連携を強化。

★鳥獣被害防止対策の推進

県では、効果的に有害鳥獣を捕獲する「攻め」の対策、侵入防止柵の設置等で鳥獣を集落に寄せ付けない「守り」の対策とともに、平成24年度からは、市町による捕獲隊の組織化や、鳥獣害を受けにくいモデル集落づくりを促進する「地域体制づくり」を進めているところ。

① 攻めの対策 ～有害鳥獣捕獲の促進～

有害鳥獣総合捕獲事業等（捕獲奨励金の交付）

② 守りの対策 ～被害防除の促進～

鳥獣害防止対策事業等（侵入防止柵設置等を支援）

③ 地域体制づくり

【攻めの体制づくり】捕獲隊支援事業（市町による捕獲隊の設置を支援）

有害鳥獣ハンター養成塾開催事業

【守りの体制づくり】鳥獣害を受けにくい集落づくり支援事業

（県と市町が連携し、地域住民の主体的な参加で集落環境の診断等を行う）

★平成28年度における新たな取組

県では、新たな取り組みとして、以下の事業を実施。

○県産獣肉の消費を促進させる獣肉加工品開発事業

（県内での獣肉の利活用を促進するため、県試験研究機関や民間会社と連携し、獣肉加工品の試作品を開発）

今後の方向について

【施策目標】

★本県の野生鳥獣による農作物等被害は、平成27年度は3億8千6百万円。ここしばらくは3億円台から4億円台で推移。

★農作物被害額ゼロ円が究極の目標だが、現実的ではないため、被害額のベクトルを減少方向に転換させ、可能な限り減少幅を増やす。

【予算・事業】

★23年度から24年度に拡充強化して事業の骨格は整ったところ。今後は、「攻め」「守り」「地域体制づくり」の3つの柱のバランスを図りつつ、必要に応じ見直しを行いながら、現在の事業を維持・発展させ、被害軽減に向け粘り強く取り組む。

★また、住民参加による地域体制づくりをさらに促進することで、地域の自発的な取組みをベースとする被害防止対策を県下に普及させたい。